

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第125号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月6日 14時07分ごろ	
発生場所	島根県隠岐の島町 崎山岬灯台から真方位096° 1.8海里付近 (概位 北緯36° 17.6′ 東経133° 23.9′)	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 千恵丸、2.95トン SN3-2505（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート 健香丸、6.12m 272-14625、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部擦過傷 B 右舷防舷材き裂、船外機濡損	
事故等の経過	A船は、漁場から魚群探索をしながら島根県西郷港に向け、真方位183°の針路、8ノットの速力で航行中、B船は、隠岐の島町崎山岬東沖においてパラシュートアンカーを投入し、漂流して一本釣り中、平成21年4月6日14時07分ごろ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約1m/s	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、魚群探索を行いながら航行中、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は、漂流して一本釣り中、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、隠岐の島町崎山岬東沖において、A船が航行中、B船が漂流中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	